第2章第2節1-3の表中⑹の項を次のように改める。

⑹　天　　井	天井面の仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 釣木受、釣木、回縁、竿縁、野縁、格縁、天井板、塗装

第2章第2節1-3の表中⑻の項を次のように改める。

⑻　床	土間床、転　床、束立床及び階上 床をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。

種　　別	内　　容
㋐　土間床	地盤面に直接割栗石等を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上などを施したもの。
㋑　転　床	玉石又はコンクリート叩きの上に根太を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。
㋒　束立床	束石、床束、根搦貫、大引、大引受、根太、足固、床板、床面仕上材料（畳、板張等）
㋓　階上 床	梁、台輪、火打、方杖、根太、床板、床面仕上材料（畳、板張等）

第2章第2節1-3の表中⑼の項を次のように改める。

⑼　建　　具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる襖、障子、板戸、ガラス戸、雨戸、出入口戸及び枠等をいう。

第2章第3節1-3の表中⑴の項を次のように改める。

⑴　主体構造部	基礎、柱、梁、壁体、床版、小屋組、屋根版、階段等、家屋の主体となる構造部分をいう。
（主体構造部の種別）	（鉄骨鉄筋コンクリート造） 骨組を鉄骨と鉄筋で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打ち込んで硬化して構築したもの。 （鉄筋コンクリート造） 骨組を鉄筋で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打ち込んで硬化して構築したもの。 （鉄骨造） 形鋼と鋼板とを組合せ、ボルト接合又は熔接によつて構築したもの。 （コンクリートブロック造） コンクリートブロックをモルタルをもつて組積し、鉄筋で補強したもの。

第2章第4節1中「平成21年度」を「平成24年度」に、「1.03」を「0.99」に、「1.04」を「0.96」に改め、同節11中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、第1節三にかかわらず」を削り、「定めるものとする」の次に「。この場合においては、第1節三の規定は適用しない」を加え、1⑴の表中「甲府市 0.90」を「甲府市 0.95」に、「熊本市 0.90」を「熊本市 0.95」に、「大分市 0.90」を「大分市 0.95」に改め、同節11中「平成21年度」を「平成24年度」に、「平成21年1月1日」を「平成24年1月1日」に、「平成20年1月2日」を「平成23年1月2日」に、「平成20年度」を「平成23年度」に改め、同節四中「平成22年度又は平成23年度」を「平成25年度又は平成26年度」に、「平成22年1月1日又は平成23年1月1日」を「平成25年1月1日又は平成26年1月1日」に、「平成21年1月2日又は平成22年1月2日」を「平成24年1月2日又は平成25年1月2日」に、「平成21年度」を「平成24年度」に、「平成22年度」を「平成25年度」に、「平成23年度」を「平成26年度」に改め、同節五中「平成21年度」を「平成24年度」に、「平成21年1月1日」を「平成24年1月1日」に改め、同節六中「平成22年度又は平成23年度」を「平成25年度又は平成26年度」に、「平成22年1月1日又は平成23年1月1日」を「平成25年1月1日又は平成26年1月1日」に改め、同節六の次に次のように加える。

七　固定資産税に係る平成24年度における在来分の家屋の評価に限り、第2節四2及び第3節四2の規定の適用については、「前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在」とあるのは「前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在」と読み替えるものとする。

別表第9-1中

「

47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 115,000点未満	115,000点以上

」を

「

47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 114,000点未満	114,000点以上

」に改め、

同表2中

「

50,000点未満	50,000点以上 87,000点未満	87,000点以上 113,000点未満	113,000点以上

」を

「

50,000点未満	50,000点以上 87,000点未満	87,000点以上 112,000点未満	112,000点以上

」に改め、

同表3中

「

48,000点未満	48,000点以上 76,000点未満	76,000点以上 120,000点未満	120,000点以上 150,000点未満	150,000点以上

」を

「

48,000点未満	48,000点以上 76,000点未満	76,000点以上 119,000点未満	119,000点以上 149,000点未満	149,000点以上

」に改め、

同表4及び5中

「

47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 113,000点未満	113,000点以上

」を

「

47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 112,000点未満	112,000点以上

」に改め、

同表8中

「

60,000点未満	60,000点以上 145,000点未満	145,000点以上

」を

「

60,000点未満	60,000点以上 144,000点未満	144,000点以上

」に改める。

別表第9の2を次のように改める。